

## 下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾事務処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、南房総市と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している受注者（以下「受注者」という。）が、平成11年1月28日付け建設省経振発第8号等通知に規定された公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業、（以下「保証事業」という。）を利用する場合における、工事請負代金債権（以下「債権」という。）の建設工事請負契約書第5条第1項ただし書による譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 保証事業に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、南房総市が発注した工事のうち請負代金額1,000万円以上の建設工事とし、次の各号に定める工事を除くものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 工期が複数年にわたる工事。ただし、年度内に終了が見込まれる工事及び債権譲渡の承諾申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事は除く。
- (3) その他、建設事業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

2 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とし、別に定める地域建設業経営強化融資制度との併用は認めない。

### (譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合における建設工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する南房総市の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。ただし、請負契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第54条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の南房総市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額である。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4条 債権の譲渡人は保証事業を利用しようとする受注者(以下「債権譲渡人」という。)とし、工事請負代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は保証事業を行うために一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)の債務保証を受けた者とする。

(下請保護)

第5条 受注者である債権譲渡人は債権譲受人から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請人等への支払計画(支払状況・支払計画書)を債権譲受人に提出することとする。

2 債権譲渡契約は、下請人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。ただし、受注者の破産その他の事由が生じた場合の下請保護に関しては、債権譲渡人及び債権譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 当該工事の出来形が、発注者により2分の1以上に到達したと認められた日以降とする。この場合において、承諾に当たっての当該出来形の確認については、工事履行報告書(別記第2号様式)の受領をもって足りることとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第7条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の各号に掲げる書類を発注者に提出するものとする。この場合において、書類の提出は当該工事担当課に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(別記第1号様式) 1通
- (2) 工事履行報告書(別記第2号様式) 1通
- (3) 債権譲渡人と債権譲受人の締結済の債権譲渡契約書の写し 1通
- (4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により債権譲渡について承諾が義務付けられている場合は、保険者又は保証者による必要な承諾を受けている旨を証する書類 1通
- (6) 発行日から3か月以内の債権譲渡人の市税完納証明書 1通

(債権譲渡の承諾基準)

第8条 債権譲渡は、別表の各項目の全てが確認された場合に承諾するものとする。

2 前条の債権譲渡の承諾申請書類の提出を受けた当該工事担当課長は、別表の各項目を確認のうえ、別表とともに債権譲渡の承諾申請書類を契約担当課長に送付するものとする。

(債権譲渡の承諾)

第9条 債権譲渡の承諾は、契約担当課長が行うものとし、第7条による債権譲渡の

承諾申請書類の提出を受けた後、第8条別表の事項を確認したうえで債権譲渡承諾書（別記第3号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後遅滞なく行うものとする。

3 第1項により債権譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿（別記第4号様式）に記載する。

4 契約担当課は、債権譲渡承諾書（別記第3号様式）及び債権譲渡の承諾申請書類を保管し、債権譲渡承諾書（別記第3号様式）の写しを当該工事担当課長及び会計管理者へ送付するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第10条 発注者は、第7条に定める債権譲渡の承諾申請書類の提出が無い場合又は第8条による必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

2 前項の場合は、速やかに、債権譲渡不承諾通知書（別記第5号様式）により通知するとともに、債権譲渡整理簿（別記第4号様式）によりその旨記載する。

（出来形確認）

第11条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来形確認を行うものとする。

2 前項による出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、工事出来形確認協力依頼書（別記第6号様式）を当該工事担当課長に対して提出するものとする。

3 前項の工事出来形確認協力依頼書（別記第6号様式）の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の通知）

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第9条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて、当該工事担当課長に融資実行報告書（別記第7号様式）を提出するものとする。

2 融資実行報告書の提出を受けた当該工事担当課長は、その写しを会計管理者に送付するものとする。

3 発注者は、融資実行報告書を受領した場合は、以後の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

（請負代金等の請求）

第13条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人が、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払いを請求するときは、次の各号に掲げる書類を発注者に対し提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（別記第8号様式） 1通
- (2) 発注者が交付した債権譲渡承諾書（別記第3号様式）の写し 1通
- (3) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (4) 債権譲渡契約書の写し 1通  
（様式類の整備）

第14条 この要領に基づき保証事業を実施するにあたって、必要な契約書その他の様式類等で、この要領に定めのないものは、各監督庁及び振興基金が定めたものを用い、いずれにも定めのないものは債権譲受人が定めたものを用いるものとする。  
（不正時の対応）

第15条 保証事業の監督庁、事業協同組等の監督庁、振興基金又は捜査機関等が、受注者や債権譲受人が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、南房総市は、当該不正を行った受注者又は債権譲受人を第4条の規定にかかわらず、債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 受注者や債権譲受人が南房総市に提出した書面が明らかに内容の虚偽、偽造又は改ざんがなされた不正なものであったときは、南房総市は、保証事業の監督庁、債権譲受人の監督庁、振興基金及び捜査機関にその事実を通報するものとする。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

下請セーフティネット債務保証事業に係るチェックリスト

年 月 日

契約担当課長 宛

工事担当課長

印

工事名 \_\_\_\_\_ 受注者 \_\_\_\_\_

申請書類の受領日 年 月 日

	チェック
1 債権譲渡の対象工事	
(1) 請負代金額が1,000万円以上である。	
(2) 第2条第1項各号で定められている工事ではない。	
2 申請書類	
(1) 債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式）	
①譲受人は財団法人建設業振興基金から債務保証を受けられる団体であるか。	
②記載された工事名、工期、請負代金額、前払金額等に間違いはないか。	
③譲渡人及び譲受人の印影は印鑑証明書と合致するか。	
(2) 工事履行報告書（別記第2号様式）	
①工事進捗率が2分の1以上か。	
(3) 債権譲渡契約書	
①内容が債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式）と合致するか。	
②下請保護方策が講じられているか。	
③譲渡人及び譲受人の印影は印鑑証明書と合致するか。	
(4) 譲渡人及び譲受人の印鑑証明書は3か月以内か。	
(5) 保証人の承諾書（保証契約約款において必要とされている場合）はあるか。	
(6) 譲渡人の市税完納証明書は3か月以内か。	

別 記

第 1 号様式 (第 7 条関係)

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

南房総市長 宛

(甲) 受注者 住 所  
(譲渡人) 氏 名 実印  
(乙) (譲受人) 住 所  
氏 名 実印

受注者 (以下「甲」という。)が南房総市に対して有する請負契約書 ( 年 月 日 付けの建設工事請負契約書) に基づく工事請負代金債権を、譲受人 (以下「乙」という。)に譲渡することにつき、建設工事請負契約書第 5 条第 1 項ただし書に規定する承諾をいただきますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書第 4 5 条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書第 3 5 条に規定する前払金及び中間前払金並びに第 3 8 条に規定する部分払は、本承諾以降請求しません。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円  
- (2) 前 払 金 額 金 円  
- (3) 中間前払金額 金 円  
- (4) 部分払金額 金 円
- (5) 債 権 譲 渡 額 金 円 ( 年 月 日現在額)

※請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

第2号様式（第6条関係）

工事履行報告書

工 事 名			
工 期			
日 付			
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 % ( ) は工程変更後	備 考
計			
(記載欄)			

債権譲渡承諾書

(甲) 様  
(乙) 様

南房総市長 印

年 月 日付けで申請のあった、 工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって建設工事請負契約書第45条に基づく甲の瑕疵担保責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書第35条に規定する前払金及び中間前払金並びに第38条に規定する部分払は、本承諾以降請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、請負工事が完成した場合には、建設工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
工事請負契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第52条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、発注者に対し融資実行報告書（別記第7号様式）を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 甲の破産その他の事由が生じた場合の下請負人の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

確定日付印欄には、確定日印（受付印）を押印し承諾番号を記入すること。なお、確定日は承諾日と同日とすること。

確定日付印欄



債権譲渡不承諾通知書

(譲渡人) (甲) 様  
(譲受人) (乙) 様

南房総市長 印

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

- 1 (1) 工事名  
(2) 工事場所  
(3) 契約締結日

- 2 承諾しない理由

(記載例)

- ・締結済の債権譲渡契約書の写しの提出がないため
- ・本件工事は、履行期限が 年 月 日であるところ、ここ数週間にわたり正当な理由なく作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあるため。

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

工事出来形確認協力依頼書

南房総市長 宛

（債権譲受人） 住 所  
氏 名

実印

下記工事について、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）」による融資を予定しており、同工事の出来形を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来形確認について工事現場への立入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 工 事 名
- 2 工事場所
- 3 受 注 者
- 4 現場立入り希望日時 年 月 日 時 分から
- 5 連絡先 電話番号  
担当者氏名

第7号様式（第12条関係）

融資実行報告書

年 月 日

南房総市長 宛

(甲) (譲渡人) 住 所  
氏 名 実印  
(乙) (譲受人) 住 所  
氏 名 実印

甲が南房総市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振り込みください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1	工 事 名				
2	工事場所				
3	工 期	自	年	月	日
		至	年	月	日
4	(1) 請負代金額	金			円
	－ (2) 前払金額	金			円
	－ (3) 中間前払金額	金			円
	－ (4) 部分払金額	金			円
	(5) 債権譲渡額	金			円 ( 年 月 日現在額)

※請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

[承認番号]

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名、支店名
- 2 預金種別、口座番号
- 3 口座名義  
(フリガナ)

第8号様式（第13条関係）

工事請負代金請求書

年 月 日

南房総市長 宛

(債権譲受人) 住 所  
氏 名

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり  
請求します。

記

1 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 工事の代金

(内訳)

(1) 請 負 代 金 額	¥ _____
(2) 前 払 金 受 領 済 額	¥ _____
(3) 中 間 前 払 金 受 領 済 額	¥ _____
(4) 部 分 払 金 受 領 済 額	¥ _____
(5) 履 行 遅 滞 の 場 合 に お け る 損 害 金 等	¥ _____
(6) 今 回 請 求 額	¥ _____

2 支払口座等

(1) 振込希望金融機関名、支店

(2) 預金種別、口座番号

(3) 口座名義

(フリガナ)

(4) 請求者の連絡先

住 所

電 話

F A X